

水俣病被害者等医療費等支給事業及び水俣病被害者等手当支給等事業

平成25年度補正予算額 314百万円

「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」に基づく救済措置の方針に従い、円滑に救済策を実施するため、支給対象者の診療等に伴う療養費・療養手当等の支給財源について、支給に支障がないよう追加の予算措置を講じる。

(参考)

1. 療養費の支給

水俣病被害者手帳の交付を受けた方が、通常起こり得る程度を超えるメチル水銀のばく露を受けたことによって発症すると考えられる症状(以下、「特定症状」)に関連して、社会保険各法の規定による療養を受けたときは、療養費の自己負担分を支給する。

2. 療養手当の支給

一時金等対象者の方が、特定症状に関連して社会保険各法の規定による療養を受けたときは、療養手当として定額を支給する。